

大和市告示第40号

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の規定に基づき」を「に定めるもののほか、」に改める。

第13条の見出しを「（委任）」に改める。

別表第1 運営費補助金等、保育所児童虐待防止対策緊急強化事業費の項を削る。

別表第2 運営費補助金等、障がい児保育事業費の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第139号）」を加え、同表運営費補助金等、保育所児童虐待防止対策緊急強化事業費の項を削る。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。